

令和5年度（2023年度） 吹田市市民公益活動センター 使用料補助金 募集要項

申請書等の様式は市のホームページからダウンロード出来ます。

～申請期間～

令和6年（2024年）3月1日（金）

～3月29日（金）午後5時30分

郵送で申請頂けます（3月29日必着）。

配達状況が確認できる簡易書留や特定記録郵便などの利用をお勧めします。

1. 目的

この補助金制度は、市民公益活動の促進を図るため、市民公益活動センター会議室を使用した市民公益活動団体に対し、市民公益活動センター使用料の一部を補助するものです。

市民公益活動団体の活動拠点となる市民公益活動センターが使用しやすくなることで、市民公益活動がさらに活発となり市民力の強化につながることを目的とします。

●「市民公益活動」、「市民公益活動団体」とは

市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動（宗教、政治を目的とする活動は除く。）をいい、また、「市民公益活動団体」とは、それらを行う団体であって、主として市内を活動地域とするものです。

（吹田市市民公益活動の促進に関する条例第2条）

2. 申請できる団体資格

申請できる団体は、以下の項目に全て該当する団体であることが必要です。

- （1）主として市内で活動する市民公益活動団体
- （2）代表者を含め3人以上の役員がいること。

※吹田市市民公益活動の促進に関する条例第10条第2項の規定による届出をしている市民公益活動団体が対象となります。

3. 令和5年度（2023年度）補助金総額 100万円

この補助金は「みんなで支えるまちづくり基金」から支出しています。同基金へは、市内外から市民公益活動の支援のための寄附をいただいています。

4. 補助対象使用料

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日の間に会議室を使用した使用料が対象です。

市民公益活動促進補助金の交付団体でも使用料補助金の申請は可能ですが、1枚の領収書を市民公益活動促進補助金と重複して申請することはできません。

会議室申込後に使用しなかった分、団体の懇親会など市民公益活動に当たらないものについては申請することはできません。

令和6年3月分については、使用見込みで申請していただいて結構です。ただし、追加申請はできません。

5. 補助率

市民公益活動センター会議室使用料支払総額の3分の2以内

申請が多くあり、各団体からの申請額の合計が予算額を超える場合、申請額に予算額を申請合計額で除した率を乗じた額を交付します。

交付額＝申請額×按分率（按分率＝予算額／全申請額）

6. 申請期間・提出先

(1) 申請期間 令和6年(2024年)3月1日(金)～3月29日(金)午後5時30分

(2) 提出先 吹田市役所市民自治推進室まで郵送または直接、ご提出ください。

郵送先

〒564-8550 (住所記載不要)

吹田市役所市民部市民自治推進室 市民公益活動担当宛

※郵送での申請は3月29日必着です。配達状況が確認できる簡易書留や特定記録郵便などの利用をお勧めします。

※市民公益活動センター(ラコルタ)へ提出いただくこともできます(書類の受取りのみ。月曜日は除く)。

7. 提出書類

(1) 補助金交付申請書

(2) 添付書類

①使用状況一覧(別紙)

②市民公益活動センター使用料の支払及び使用した目的が確認できるもの

※市民公益活動センター会議室使用許可書兼領収書(写し可)

使用許可を受けた際に他の使用許可分の使用料を充当した場合、充当した使用許可書兼領収書の写しも必要となります。(使用料の支払いを確認できるもの、として、会議室のそれぞれの使用について、領収印が押印された領収書が必要となります)。

③市民公益活動センター使用料補助金申請チェック表

申請書類提出前に再度御確認いただきたい事項の一覧です。記入いただき申請書類と一緒に提出をお願いします。

※交付決定後に提出していただく「補助金交付請求書」も申請時にあわせてご提出ください。

※補助金の振込先は、団体名義に限ります。団体口座をお持ちでない場合は、必ず口座を開設してください。口座開設にあたっては、各金融機関へ直接お問い合わせください。

8. その他

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、その他補助金交付要綱の規定に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合があります。

(2) 提出書類の写しを補助金交付後10年間保管してください。

(3) 「使用許可書兼領収書」等は再発行できません。紛失されますと交付申請できませんのでご注意ください。

(4) 申請は、原則1団体につき年度内1回限りとさせていただきます。

申請書等の様式のダウンロードはこちら
(ページ番号 1007096)



(受付・お問い合わせ)

吹田市役所 市民部 市民自治推進室 市民公益活動担当

住所：〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6384-1326(直通) FAX：06-6385-8300

メール：simfurai@city.suita.osaka.jp

記入例

吹田市市民公益活動センター使用料補助金交付申請書

令和6年3月22日

吹田市長宛

申請者 所在地 吹田市〇〇町〇丁目〇番〇号

団体名 〇〇〇〇の会

代表者名、代表者の肩書（理事長、会長）を定款、役員名簿のとおり記入してください。団体で特に肩書がない場合は「代表」としてください。

代表者肩書・氏名 会長 吹田次郎

申請書に印鑑は不要です。

市民公益活動センター使用料補助金の交付を次のとおり申請します。

記

使用状況一覧の合計金額を記入してください。

1 使用料支払総額

金14,800円

2 交付申請額

金9,800円

上記使用料支払総額に 2/3 を乗じて得た金額（100円未満は切捨て）を記入してください。

添付書類

- ① 使用状況一覧（別紙）
- ② 市民公益活動センター使用料の支払及び使用した目的が確認できるもの（市民公益活動センター会議室使用許可書兼領収書（写し）等）

記入例

行数を増やしても結構ですが、様式を変更しないでください。

(別紙)

使用状況一覧

団体名		〇〇〇〇の会	
連絡先 (書類送付先)		担当者：千里花子	
		住所：〒565-0000 吹田市△△〇丁目〇番〇号	
		電話：090-0000-0000	
		電話連絡が可能な日時：9:00~12:00 (月・木曜日)	
		F A X：06-0000-0000	
		メールアドレス：〇〇〇@×××.×××.××	
No.	使用日	使用目的	支払済使用料 (円)
1	4/20	役員会	700
2	5/20	定例会	800
3	6/20	役員会	700
4	7/20	定例会	800
5	8/10	イベント実行委員会	1,400
6	9/10	イベント実行委員会	1,400
7	10/15	〇〇交流イベント開催	3,200
8	11/5	イベント反省会	1,400
9	1/20	〇〇講座開催	2,000
10	2/20	定例会	800
11	3/20	定例会	1,600
12			
13	日付順に記入してください。	例)当初3/18会議室2午前(1,000円)で申し込んでいたが、3/20会議室2午後(1,600円)に変更した →実際使用した20日の内容・使用料のみ記載(変更前の18日のことは記載しない)	
14			
15			
16	使用日を変更した場合は、実際に会議室を使用した内容(使用日・使用目的・正規の会議室使用料)を記載してください。		
17			
18			
19			
20			
合計			14,800

※団体の懇親会など市民公益活動に当たらないものは対象外とします。